

## < 保険収載適用と検査内容変更のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0611第1号」により、下記の検査項目におきまして「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」適用されました。これに伴い、検査内容の一部を変更させていただきますのでご案内申し上げます。

誠に勝手ではございますが、弊社事情ご賢察のうえ、ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

記

<< 新規保険収載項目 >>

TARC

- ※ 既に、アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助として実施料が適用されていましたが、このたび、SARS-CoV-2 陽性患者において、重症化リスクの判定補助を目的として新たに実施料の追加適用がされました。

《保険収載適用日》 2021年 6月 11日（金）

項目に関する詳細内容

●一部改正された項目

項目コード	2380
項目名	TARC
検査実施料	184点
判断料	144点（免疫学的検査判断料）
診療報酬区分	「D015」血漿蛋白免疫学的検査「18」TARC
<p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。</p> <p>イ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理をようする中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</p>	

《実施日》 2021年 7月 5日（月）受付分より

●変更内容

変更内容	新	旧
報告下限	10.0 pg/mL未満	100 pg/mL未満

※ SARS-CoV-2陽性患者の重症化リスクの判定補助を目的として、本検査をご依頼の場合は、カテゴリーBの三重梱包でのご提出が必要です。詳しくは、弊社までご連絡お願い致します。